

竹富町 小型船舶公売 公売広報誌

- 1 公売参加の申込み日時
令和7年9月26日（金）午後2時30分から午後3時まで
- 2 入札期間
令和7年9月26日（金）午後3時から午後3時30分まで
- 3 公売の場所
竹富町字上原529
ういばるデンサ会館
- 4 物件の展示（下見場所）
令和7年9月26日（金）午後2時から午後3時まで
竹富町字上原 船浦港（上原地区）船揚げ場

上記記載の発行日現在の内容であり、今後、追加や中止等があった場合は、随時更新・発行する予定です。最新情報をホームページで随時発信しております。

（竹富町）

<https://www.town.taketomi.lg.jp/guide/zeikin/1747026103/1756949951>

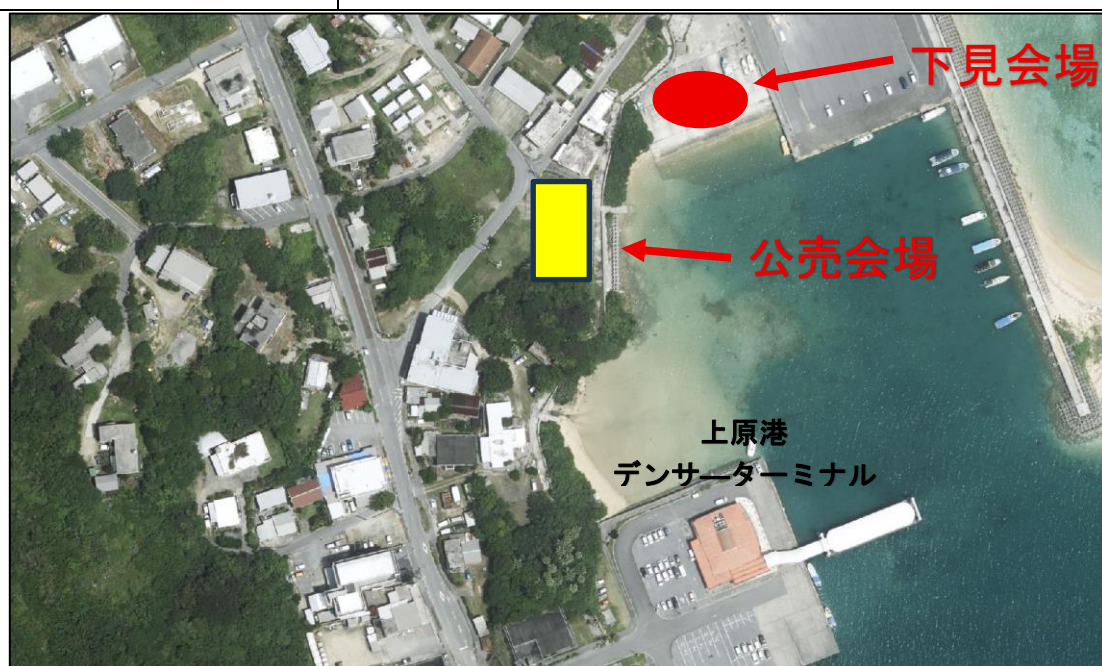
公売財産に関するお問合せは、以下の執行機関までお願いします。
竹富町役場税務課 Tel0980-83-4861

目 次

公売の日時・場所・・・・・・・・・・・・・・・・	1
公 売 手 順・・・・・・・・・・・・・・・・	2
入札参加の心得・・・・・・・・・・・・・・・・	3
公売の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	4
公 売 の し お り・・・・・・・・・・・・・・・・	5～6
財 産 の 留 意 事 項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
様式の掲示・作成例	
委任状・・・・・・・・・・・・・・・・	8～9
公 売 財 産 一 覧 表・・・・・・・・・・・・・・・・	10～13

公売の日時および場所等

公売の方法	期日入札
公売の場所	竹富町字上原 5 3 5 - 1 ういばるデンサ会館
参加受付の日時	令和 7 年 9 月 2 6 日（金）午後 2 時 3 0 分から 令和 7 年 9 月 2 6 日（金）午後 3 時 0 0 分まで ※参加受付を終えられた方を対象に午後 2 時 4 5 分から 注意事項の説明を行います。
公売開始の日時	令和 7 年 9 月 2 6 日（金）午後 3 時 0 0 分
売却決定の日時	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
売却決定の場所	執行機関が公売公告で指定する場所 （竹富町役場税務課）
買受代金の納付期限	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）午後 3 時 0 0 分
公売財産の下見会	令和 7 年 9 月 2 6 日午後 2 時から午後 3 時まで、 公売財産の下見会を竹富町字上原船浦港（上原地 区）船揚げ場において実施します。



公売手続きの流れ

9月26日
午後2時30分～午後3時

(午後2時45分から
注意事項の説明)

公売参加の受付

9月26日
午後3時～午後3時30分

入 札

Google マップより引用

・ 最高価申込者の決定

10月3日
午前10時

売却決定

10月3日
午後3時

買受代金納付期限

・ 権利移転手続き、必要書類等の提出

10月10日
午後4時

物件搬出期限

権 利 移 転

入札参加の心得

- 1 公売の条件や公売財産の概要については、竹富町役場の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。
- 2 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認した上で入札してください。
- 3 入札当日には、次のものを持参してください。
 - (1) 身分に関する証明（運転免許証など公的機関発行のもの）
本人確認のため、来場される方（代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人）の身分に関する証明書を持参してください。
また、法人代表者の場合には、商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面も併せて持参してください。
 - (2) 印章（スタンプ式のものは不可）
個人が入札する場合は本人の印章を、法人の場合は代表者の印章を、代理人が入札手続きを行う場合は代理人の印章を持参してください。
 - (3) 委任状（代理人が入札する場合に限る）
本誌8ページに掲示する様式で作成し、当日持参・提出してください。
また、委任者が個人のときは委任者の住民票を、法人のときは商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を持参・提出してください。
- 4 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
- 5 その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売の留意事項

(各共通財産の留意事項)

1. 公売の条件や公売財産の概要については、竹富町役場の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。
2. いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。あらかじめ公売財産を確認した上で入札に参加してください。
3. 買受代金の納付は現金(銀行振出小切手又は銀行の支払保証のある小切手を含む。)に限ります。
4. 買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高価額であるものを最高価申込者とし、売却決定期日に売却決定します。
5. 竹富町は、公売財産の瑕疵担保責任を負いません。
6. 本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。
7. その他、入札の手続等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売のしおり

1 公売参加資格・買受人の制限

公売は、原則どなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者へ公売財産を譲渡することはできません。

- (1) 買受人の制限（国税徴収法第 92 条）、公売参加者の制限（国税徴収法第 108 条第 1 項）等、法令の規定により買受人となることができない者。

国税徴収法第 92 条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

同法第 108 条第 1 項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

- (2) 竹富町暴力団排除条例に規定する次に該当するもの。

なお、最高価申込者は、「暴力団ではないことの誓約書」を提出してもらいます。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号 第 2 条第 2 号

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。

ウ 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有するもの。

2 公売

- (1) いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。

あらかじめ公売財産を確認した上で、入札に参加してください。

- (2) 公売は、令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 3 時から実施します。

- (3) 入札への参加申込みの受付期間は、令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 2 時 30 分から午後 3 時までとなります。

3 最高価申込者の決定

買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高価額であるものを最高価申込者とし、売却決定期日に売却決定します。

4 最高価申込者への通知

最高価申込者の決定後、最高価申込者へ「最高価申込者決定通知書」を交付（郵送）します。

5 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

6 買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売公告に記載した納付期限までに納付してください。

7 買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

公売財産の権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しないときは、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

8 権利移転等の手続

権利移転等の手続については、買受人の請求に基づいて、実施主体の長が行います。必要書類等については、買受代金納付後に説明（通知）します。

なお、権利移転等に伴う費用（移転登記の登録免許税、必要書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

9 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- （１）買受代金の納付前に、滞納税の完納の事実が証明されたとき
- （２）買受代金をその納付期限までに納付しないとき
- （３）国税徴収法第 108 条第 2 項の規定が適用されたとき

10 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

【財産の留意事項】

公売は、現況有姿により行います。次の留意事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。

- 1 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関は担保責任を負いません。
あらかじめその現況（車両の状況等）をご自身で確認の上、入札してください。
- 2 法令等の規定により公売の手続きが停止（換価制限）となる場合があります。
- 3 落札後の権利移転に伴う費用（権利移転登録に係る登録手数料、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。